

平成23年度第1回鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会会議録

1 開催日時：平成23年12月7日（水） 17時30分～19時00分

2 開催場所：鎌ヶ谷市役所6階 第4委員会室

3 出席者

(1) 委員：青山健彦委員、飯嶋孝明委員、内田徳子委員、沖野安春委員、
宿谷光雄委員、仁平勝之委員、松崎泰子委員

(2) 市側：

清水聖士市長

事務局：岩佐総務企画部長、皆川総務企画部参事、狩谷総務課行政室長補
佐、矢島主査、後藤主査

関係課：田中安全対策課長

(3) 傍聴人：0名

4 委嘱式

(1) 委嘱状の交付

(2) 市長あいさつ

5 議題等

(1) 会長、副会長の選出について

(2) 議題ごとの会議の公開・非公開について

(3) 会議録署名人の選出について

(4) 報告事項について

(5) その他

本市における防犯カメラの設置及び運用について

6 審議内容

～会長・副会長未決定につき、岩佐総務企画部長が仮議長～

(1) 会長、副会長の選出について

会長及び副会長は、情報公開・個人情報保護審査会条例第6条第1項の規定により、委員の互選で次のように決定した。

会長：松崎 泰子 委員

副会長：沖野 安春 委員

～議長を岩佐総務企画部長から松崎会長へ移行～

(2) 議題ごとの会議の公開・非公開について

情報公開・個人情報保護審査会条例第12条の規定により、本審議内容は、公開と決定した。

傍聴人の入室を認める(今回の会議は、傍聴者無し)

(3) 会議録署名人の選出について

会議録署名人は、議長を除き、50音順に2人選出するものとし、今回の会議録署名人は、青山委員と飯嶋委員に決定した。

(4) 報告事項について

ア 個人情報ファイルの作成に伴う報告について

資料2ページから資料4ページにより、個人情報ファイルの作成について報告した。

イ 保有個人情報に関する外部提供に伴う報告について

資料5ページから資料13ページにより、刑事訴訟法の規定に基づく捜査関係機関からの照会に対し、保有個人情報を外部提供したことについて報告した。

(5) その他

本市における防犯カメラの設置及び運用について

防犯カメラの設置に至った経緯及び設置後の記録映像の取扱いについて、市としての考え方を資料に基づき説明した後、それに対する委員のご意見を伺った。

なお、本会議における意見は、意見書として正式に市長に提出する。

ア 本市における防犯カメラ設置の経緯について

本市では、市民が安全で安心して暮らせるまちの実現をめざして「鎌ヶ谷市犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関する条例」を平成18年に制定し、総合的にこの施策を推進しているところであるが、引ったくり等の犯罪が多発している地域があるため、犯罪防止、また、万一犯罪が発生した場合に犯人検挙に有効とされることから、防犯カメラの設置を予定している。

すでに、学校や公園などの公共施設には、防犯カメラを設置しているが、今回、議題とする防犯カメラとは、犯罪を予防することを目的として犯罪多発地域の道路や本市が管理する公共施設に本市が設置するものを指し、駅や店舗に設置され

る本市以外の者が設置したものは対象としていない。

イ 防犯カメラで記録した映像の本市の考え方について

記録映像は、個人情報に該当する。

記録映像は、職務上取得し組織的に利用する個人情報であり、保有個人情報である。よって、鎌ヶ谷市個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、適法な取扱いが求められるが、特に 収集の制限（条例第7条）、 目的外利用の制限（条例第8条）、 外部提供の制限（条例第9条）などの規定が適用されることとなる。

記録映像は、個人情報を含む集合物ではあるものの、特定の個人を特定して容易に検索できるような機能を有する形態では構成しておらず、また、電子計算機処理して特定の個人を容易に検索できるように加工したものではないため「個人情報ファイル」には該当しない。

記録映像は、本人を撮影しており、本人からの収集の原則に反していないという解釈が可能ではないか。

ウ 想定される事例に対する本市の対応案について

捜査機関からの任意の協力要請に基づく記録映像の開示請求に対しては、法令を根拠としないものに該当するため提供すべきでない。（条例第9条）

撮影されている本人からの条例に基づく記録映像の開示請求に対しては、原則開示であるものの、開示することにより、犯罪の予防及び犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるときに該当するため、非開示としなければならない。（条例第17条第4号）

市の管理施設が故意に破壊されるなどの状況が映像に記録されている場合、警察に被害届とともに記録映像を提供できるかに対しては、法令を根拠としないものに該当するため提供すべきではない。（条例第9条）

市の管理施設で発生した事故の状況が映像に記録されている場合、市に損害賠償請求がなされた際、相手方との交渉や訴訟資料として記録映像を利用できるかに対しては、公益上の必要その他相当の理由があると認められるときは目的外利用することができる。（条例第8条第1項第5号）

質疑応答

審査会委員から事務局へ

質問1 市では、防犯カメラの設置基準を設けているか。

現在のところ、設置基準は設けていない。

今回は、千葉県が指定したひたたくり対策重点区域に当該地区の自治体がカメラを設置・運用する場合に、防犯カメラの設置費用に対し、千葉県が補助金を交付する事業を活用してカメラを設置するものである。

質問2 今後、市内の地域住民から防犯カメラの設置要望が多くなされた場合、公平性の確保のために、将来的に防犯カメラの設置順位の優先度や選定基準を定める必要性が生じると思われるが、設置基準を設ける予定はあるか。

検討中であるが、今後は必要になると認識している。

質問3 既にどこかに防犯カメラを設置しているか。

市が管理する公共施設のうち、東部学習センター、学校、公園などに施設管理上の必要性により設置している例はある。

質問4 今後は防犯カメラを増設していく予定はあるか。

今回の設置については、千葉県が指定したひたたくり対策重点区域が本市には6地区あり、そのうち上位3地区にそれぞれ5台ずつ、その他新鎌ヶ谷地区に2台、計17台のカメラを2月頃までに設置したいと考えている。

それ以降のことについては、現時点では未定である。

質問5 記録映像は、「個人情報ファイル」に該当しないという点について、詳細な説明を求める。

この記録映像は、本市が犯罪防止の目的をもって犯罪多発地域の道路や本市が管理する公共施設に本市が設置する防犯カメラにより撮影されるものであり、特定の個人を特定して容易に検索できるような機能を有する形態では構成しておらず、また、電子計算機処理して特定の個人を容易に検索できるように加工したものではないため、条例第6条に定める「個人情報ファイル」には該当しないと考える。

質問6 記録映像は、本人からの収集の原則（条例第7条）に反していないという点について、詳細な説明を求める。

防犯カメラの設置場所には、犯罪の防止がその利用目的であることを容易に認識できる表示板を設置するため、本人からの収集の原則に反しないと言えるのではないかと考える。

また、犯罪予防が目的の撮影には、守るべき個人のプライバシー権を上回る公益性があると考えられる。

質問7 カメラの設置表示だけで、本人からの収集の原則に反していないとは言い過ぎではないか。条例第7条には例外規定があるので、むしろ本市が目的とする犯罪の予防という公益的目的を達成するためには、犯罪多発地域の道路や本市が管理する公共施設に防犯カメラを設置することにも相当な理由があると考えられるべきではないか。

審査委員のご意見のとおり、公益性の高さから相当の理由があるので例外規定の適用があるとしていきたい。

審査委員の意見（要旨）

市では、市民が安全で安心して暮らせるようなまちの実現をめざし、犯罪の予防を目的として、防犯カメラを公道等に設置しようとしている。

一方で、撮影される個人のプライバシー、個人情報保護という観点からは、重要な課題がある。

今回、市が防犯カメラを設置しようとする場所は、千葉県が指定したひったくり対策重点区域としており、犯罪予防という観点からは有効であると考えられる。

また、現に、犯罪発生件数が上昇しているという客観的事実に基づき、必要最低限の範囲で行おうとするものであり、防犯カメラを設置している旨の表示をする他、記録映像の保存期間をあらかじめ定めている。

防犯カメラにより記録した映像の取扱いについては、個人情報保護の原則に基づき、犯罪予防という目的以外に利用することがないように、また、同目的の範囲内であっても必要最低限で利用することとした運用基準を定めている。

個人情報の収集については、本人が防犯カメラにより撮影されていることを意識していないという点では本人から収集しているとは言いきれないものの、防犯カメラによる犯罪の抑止効果が高いと推測されるなど、総合的に考慮すれば、公益上の必要があると考えられる。

以上のことから、今回の防犯カメラの設置にあたっては、保護すべき個人情報を上回る公益性があり、目的の正当性、撮影及び映像の記録の客観的必要性、方法の相当性が認められる。

運用部分においては、市が保有することとなる記録映像は、保護すべき個人情報であり、適正に管理及び利用すべきであるとの認識に立った運用基準を定めるなど、情報の利用方法の相当性が認められる。

よって、防犯カメラ設置及び運用については、個人情報の保護に配慮した運用基準・解釈をしていると認められることから、原案どおりの事務を進め

ることに同意するものである。

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため、次に署名する。

平成 23 年 12 月 7 日

署名人 青山 健彦 _____

署名人 飯嶋 孝明 _____